

## 平成24年第8回美郷町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成24年9月4日（火曜日）午前10時開議

#### 議案上程（説明）

- 第 1 議案第66号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 2 議案第67号 美郷町体育館設置条例の一部改正について
- 第 3 議案第68号 美郷町北運動公園設置条例の一部改正について
- 第 4 議案第69号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正について
- 第 5 議案第70号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第71号 美郷町農村公園条例の一部改正について
- 第 7 議案第72号 美郷町特定地区公園条例の一部改正について
- 第 8 議案第73号 美郷町防災会議条例の一部改正について
- 第 9 議案第74号 美郷町災害対策本部条例の一部改正について
- 第10 議案第75号 美郷町職員の厚生制度に関する条例の廃止について
- 第11 議案第76号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第77号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第6号
- 第13 議案第78号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第14 議案第79号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号
- 第15 議案第80号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員長	渡邊調君
農業委員会 農事務局長	杉澤哲君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	下田亮君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	小西輝昭		

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎議案第66号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第66号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 高橋 学氏は、長年障害者福祉施設及び高齢者福祉施設の現場で活躍され、人格、識見高く、人権擁護について理解のある方です。また、これまでの活動を通じ、地域の実情にも精通しており、人権擁護委員としての相談活動や啓蒙活動への積極的な取り組みが期待されます。このため、委員候補として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第66号の説明が終わりました。

---

◎議案第67号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第67号 美郷町体育館設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） 議案第67号 美郷町体育館設置条例の一部を改正する条例について

てご説明いたします。

議案資料集19ページの新旧対照表をごらん願います。

町公共施設再編計画に基づき、ことし10月1日から旧千畑中学校の体育館を北体育館として運営したく、所在地を改めるものでございます。

議案の22ページにお戻り願いたいと思います。

附則として、この条例は平成24年10月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第67号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第68号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第68号 美郷町北運動公園設置条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林宏和君） 議案第68号 美郷町北運動公園設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案資料集の20ページの新旧対照表をごらん願います。

町公共施設再編計画に基づき、ことし10月1日から旧千畑中学校テニスコートを美郷町テニスコートとして運営したく、所在地を改めるものでございます。コートは2面となっております。

議案の24ページにお戻り願います。

附則として、この条例は平成24年10月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第68号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第69号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第69号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流セン

ター使用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(小林宏和君) 議案第69号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター使用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

議案資料集の21ページをお願いいたします。

8月末で内部改修が完了した旧千畑中学校校舎を、町公共施設再編計画に基づき、美郷町交流センターの北ふれあい館としてことし10月1日から運営したく、名称と所在地を第2条の表に加えるものであります。また、あわせて使用料についても同様に美郷町北ふれあい館の使用料区分を条例別表に加え、改正するものでございます。

議案の26ページにお戻り願います。

附則として、この条例は平成24年10月1日から施行するものであります。

以上であります。

○議長(高橋 猛君) これで、議案第69号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第70号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第5、議案第70号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(照井智則君) 議案第70号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

道路占用料の100円未満の端数処理について、他の自治体と同様の処理をするため、美郷町道路占用徴収条例の一部を改正したく、議会の議決をお願いするものです。

議案28ページの別紙及び議案資料集22ページの新旧対照表によりご説明いたします。

今回の改正は、これまで道路占用料の100円未満の金額について端数処理をしないで徴収しておりましたが、第2条の次に「2 別表に定めるところにより計算して得た1件の占用料の額が100

円に満たないときは、100円とする。」を加えるものです。

なお、条例の施行は公布の日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第70号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第71号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第71号 美郷町農村公園条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第71号 美郷町農村公園条例の一部改正についてご説明いたします。

議案の30ページの別紙、議案資料集の23ページをお開き願います。

今回の改正は、美郷町農村公園の中の土地改良法による換地処分に伴い、美郷町小荒川地区農村公園に新たな地番が設定されたため、規定を改正したく提案するものでございます。

今回、農村公園条例の別表の美郷町小荒川農村公園の位置の欄中の「132番地2」を「184番地」に改めるものでございます。

なお、今回の条例は公布の日から施行するものとしてございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第71号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第72号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第72号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第72号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてご説明いたします。

美郷町公共施設再編計画に基づき、美郷町カントリーパーク施設のパークハウスを廃止するため、美郷町特定地区公園条例の一部を改正したく、議会の議決をお願いするものでございます。

議案32ページの別紙及び議案資料集の24ページ、25ページの新旧対照表によりご説明いたします。

今回の改正は、仙南地区の金沢に設置してある美郷町カントリーパーク内のパークハウスについて、管理施設としてこれまで利用者に供用しておりましたが、利用実績が少ないことや、昨年の豪雪により大規模な補修が必要なことなどから、パークハウスの施設を廃止するため改正するものでございます。

改正は、第4条の美郷町カントリーパークの施設から「パークハウス」を削除するとともに、第9条関係別表第1の有料施設、別表第3の規定する供用日時及び第10条関係別表第5の有料施設を使用する場合の使用料から、「パークハウス」及び関連字句を削除するものでございます。

なお、条例の施行は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第72号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第73号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第73号 美郷町防災会議条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第73号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、平成24年6月27日に施行されました国の災害対策基本法の一部改正に伴い、町の防災会議条例の一部を改正するものでございます。

国の改正要旨につきましては、市町村防災会議の所掌事務に「市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」及び「防災会議委員に自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者」が追加されたことによるもの

で、説明につきましては議案資料集26ページの新旧対照表でご説明いたします。

26ページをお願いいたします。

美郷町防災会議条例第2条第2号を、「町長の諮問に応じて美郷町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」に改め、同条第2号の次に第3号といたしまして「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」を加え、同条第3号を第4号とし、第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を第5号とするものでございます。

また、第3条第5項第7号の次に、第8号といたしまして「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者2人」を加え、同条第8条中の「3人」を「1人」に改め、同号を第9号とするものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第73号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第74号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第9、議案第74号 美郷町災害対策本部条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 議案第74号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、国の災害対策基本法の一部改正に伴い、美郷町災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。

議案の36ページ、別紙をお願いいたします。

改正の内容ですが、災害対策基本法の条項が変更されたことに伴い、町の災害対策本部条例の根拠となる条項を改正するもので、第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第74号の説明が終わりました。

---

◎議案第75号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第75号 美郷町職員の厚生制度に関する条例の廃止についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第75号についてご説明いたします。

地方自治法第42条には、地方公共団体は厚生制度を実施しなければならないと規定されており、当町においては美郷町職員の厚生制度に関する条例第3条の規定により、職員の福利厚生実施のための事業を秋田県市町村職員互助会に行わせておりましたが、秋田県市町村職員互助会では平成23年8月1日の理事会において、互助会が実施する返還金制度に関する制度改正が原因とされる会員の大量脱会等により今後の運営が困難と判断されるため、自己破産することを決定し、同11日に破産申し立てを申請、今年4月2日に破産手続が開始となったところでございます。これにより、同条例に規定する職員の厚生制度を互助会に実施させることができなくなったことにより、同条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第75号の説明が終わりました。

---

◎議案第76号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第76号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第76号についてご説明いたします。

8月20日付で美郷町観光協会より美郷町清水とふれあいの里の施設のうち、観光案内休憩所の指定管理を受けたい旨の申請があり、8月21日に指定管理者選定委員会を開催したところ、委員会においては「同施設は観光施設であることから、美郷の観光を担う観光協会が管理することに

より同施設の活用が図られるとともに、美郷の観光振興につながることから、指定管理者候補者として選定する」旨の答申がなされ、これを受け美郷町観光協会を観光案内広場（観光案内休憩所）の指定管理者に指定したく、提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第76号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第77号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第77号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第77号 平成24年度一般会計補正予算第6号について説明いたします。

今回の補正内容は、1億2,247万2,000円を追加するものであります。

47ページ、第2表地方債補正から説明してまいります。

第2表地方債補正ですが、合併特例債の限度額を2,060万円、過疎対策事業債の限度額を2,220万円それぞれ増額変更するものです。詳細については歳入により説明いたします。

次に、歳入を説明いたします。

50ページをお願いします。

9款地方交付税の普通交付税ですが、補正財源として1,004万8,000円を補正しております。なお、町長の行政報告にもありましたように、今年度の普通交付税は58億5,299万2,000円で、昨年に比べ1.8%の減となっております。

○生涯学習課長（小林宏和君） 12款1項7目2節、10月1日から供用開始予定の北ふれあい館の使用料の収入見込みであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 次の13款2項6目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金の公立学校施設整備費補助金でございますが、美郷中学校陸上競技場におけるトラックの水はけ状況が緩慢でございます、しばらく使用できないという状況になりますことから、国に平成25年度要望で排水対策事業をお願いしてございました。24年度において前倒し実施の採択内定をいただき

ましたので、補助対象工事費が2,304万円でございますがその3分の1の767万9,000円を補正し、「走る美郷」の環境を整えたく、お願いするものでございます。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 14款2項2目2節であります。これは補助率が10分の10の県補助金でありまして、地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所に対するスプリンクラーや自動火災報知設備などの設置費用に対する補助であります。今年度は、スプリンクラーにつきましてはグループホームが3カ所、小規模多機能型居宅介護事業所が1カ所、自動火災報知設備及び非常通報設備につきましてはスプリンクラーとあわせて行う小規模多機能型居宅介護事業所1カ所で整備する分を計上してございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 同じく5目農林水産業費県補助金5節林業費補助金であります。秋田県未利用広葉樹資源活用事業交付金であります。本交付金は未利用となっている広葉樹資源を受注者に安定供給をしながら更新を図り、病虫害に強い森林に誘導するため、100%県単事業として23年度に創設されました。しかし、24年度からは市町村事務量の軽減と事務の効率化を図ることを目的に県が実施要領を改正し、県から直接森林施業者へ交付されるため、全額減額補正するものであります。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして51ページをごらんください。

15款2項4目その他財産売却収入でございますが、かねてより清算中でありました有限会社あつたか山清算人より残余財産が確定し、分配金72万290円の支払いについて通知がございました。そのための補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 16款1項2目1節指定寄付金のふるさと美郷応援寄付金ですが、今年度これまで13件の寄附があり、ふるさと美郷子ども応援基金へ積み立てをするため補正するものであります。

17款1項1目1節財政調整基金繰入金ですが、当初予算において財源不足額を繰り入れる予定でありましたが、繰越金が出ましたので、資金の取り崩しを行わないものであります。

6目1節公共施設整備金繰入金ですが、本補正に計上している湯田ダムのトイレと東屋解体、カントリーパークパークハウス解体に要する経費に財源を充当するため、取り崩しを行うものでございます。

次の18款繰越金ですが、額の確定により補正するものであります。

○生涯学習課長（小林宏和君） 一番下の欄でございます。19款5項5目の雑入でございますが、

10月1日から供用開始予定の北ふれあい館自販機電気料収入であります。

○総務課長（小原正彦君） 次の52ページをお願いいたします。

保険金受入金でございます。カントリーパークパークハウスが老朽化及び今冬の豪雪により建物西側を支える柱が沈下し、建物内部に狂いが生じ、屋根等が変形したことにより、修繕の保険金を計上してございましたが、保険先の全国自治協会の査定により全額対象とはならないこと、また公共施設再編計画の見直しにより同施設を廃止することとしたことから、保険金を減額するものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 20款町債です。1項2目1節観光施設整備事業債ですが、JR後三年駅の買いつけに合わせ実施する観光案内所の整備と、大型案内看板設置事業分に対しまして過疎対策事業債を充当するものでございます。

5目1節教育施設整備事業債ですが、美郷中学校グラウンド改修及び統合仙南小学校プール実施設計費分に対して合併特例債を充当するものです。

8目1節生活交通対策事業債ですが、予約制乗り合いタクシー運行事業に対してソフト事業分として過疎対策事業債を充当するものです。

9目4節高齢者福祉対策事業債ですが、ふれあい安心電話事業と軽度生活支援事業に対してソフト事業分として過疎対策事業債を充当するものです。

○総務課長（小原正彦君） 続きまして、53ページ、歳出でございます。

初めに、各款、項、目の3節、4節に計上されております人件費につきまして説明をさせていただきます。これは、職員の年度途中の扶養の認定及びそれに伴う期末手当等と住居手当の支給による増額でございます。

次に、2款1項1目4節の雇用保険料及び労災保険料でございますが、こちらは臨時職員に対するそれぞれの保険料率の改正によるものです。

9節及び19節の職員研修行政視察等負担金は、今年度海外研修への参加、特別研修として学芸員専門研修への参加、独自研修の実施などにより不足が生じたことによる追加をお願いするものでございます。

同じく19節非常勤職員公務災害補償組合負担金は、議員その他非常勤職員の公務災害について秋田県市町村総合事務組合においてその事務の共同処理を行っておりますが、その財源を構成団体の普通負担金と特別負担金により運営されてきております。近年の事故の増大、重大事故の増加に伴う補償費の増高に加え、平成20年度、21年度と2年連続し死亡事故が発生したことから、

その補償のための資金が枯渇したために、今年度1億円の基金を積み立てて、その基金をもとに災害補償制度を維持することとなり、全州市町村及び広域などの一部事務組合でその基金を拠出するものです。負担の割合につきましては、市町村が均等割200万円、一部事務組合が1万円に、その残額を職員の人数により算定した職員数割の合計でございます。美郷町につきましては339万1,000円の拠出でございます。

次に2目8節、12節につきましては、今年度の町の日記念式典において功労者表彰を実施する予定で、近く選定委員会を開催し、表彰者の選定をする予定でございますが、現在候補予定者が当初予定より多く、その追加をお願いするものでございます。

次に5目15節中央行政センター設備改修工事でございますが、消防設備点検を実施したところ、屋内消火栓設備のホースの耐用年数経過による漏水と自動火災報知機のバッテリー老化による容量不足が指摘されまして、それらの交換による費用をお願いするものでございます。

次の湯田ダムトイレ、東屋の解体工事は、公共施設再編により廃止、普通財産に移管となりました旧湯田ダム公園のトイレと東屋が老朽化により危険な状態となっておりますので、その解体をお願いするものでございます。

○**税務課長（小原隆昇君）** 続きまして2項2目賦課徴収費、23節につきましては、今後予想される法人町民税に係る還付金20社分、固定資産税1件分で109万5,000円、それに付随する還付加算金4万1,000円の補正をお願いするものでございます。

○**福祉保健課長（前田忠秋君）** 続きまして、54ページをお開き願います。

3款1項2目19節であります。こちらは障害のある方の社会参加促進を目的として補助を行っております自動車運転免許取得費補助金についてであります。当初予算では1人分を計上しておりますが、その後さらに1人申請がございましたので、1人分の追加をお願いするものであります。

○**生涯学習課長（小林宏和君）** 3目11節修繕料でございますが、中央ふれあい館の給湯用計装機器等に不具合が生じ、その修繕料を計上してございます。

12節につきましては、電話機器の機能向上に関する契約料の補正をお願いするものであります。

○**福祉保健課長（前田忠秋君）** 19節は、歳入でもご説明申し上げましたとおり町内4カ所のグループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所に対するスプリンクラー等設備整備費補助金として838万3,000円を追加するものであります。

4目28節は、国保のネットワークシステム及び高額医療費システムの保守委託料が不足を来す見込みであるため、国保特別会計繰出金として21万7,000円を繰り出すものであります。

続きまして4款1項1目13節は、当初予算にリース料として計上しておりました健康管理システムにつきまして、平成27年度からの共同電算化との関係や買い取りとリースに係る費用についての検証を踏まえ、買い取り方式へ変更することに伴う費用の追加及び変更に伴う現行システムのサポート期間を2カ月延長することに伴う費用を追加するものであります。

14節は、健康管理システムを買い取り方式に変更することに伴うリース料分の予算を減額するものであります。

2目は、本年9月よりポリオワクチン接種につきまして経口型生ワクチンから不活化ワクチンによる皮下接種方式に変更されることに伴う経口型生ワクチン接種に係る費用の精算に伴う費用として8節及び11節並びに12節において減額をし、13節におきまして9月以降にかかる不活化ワクチンによる皮下接種方式に必要な費用、手技料、ワクチン代を含むものであります。これらを予防接種委託料に追加するものであります。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 3目13節の委託料ですが、町営隠居塚共同墓地のアカマツ2本が松くい虫により枯れたために、伐採費用の増額補正をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 55ページをお願いいたします。

5款1項2目緊急雇用対策費の11節は、建設課関係の支出におきまして道路縁石部分の除草作業に除草剤を使用し、燃料費を減額し、同額を専用消耗品費に増額するものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 6款1項3目農業振興費でございます。ふれあいセンターの除雪機械におきましてオーバーホール等修繕が必要となり、計上してございます。

○農政課長（深澤克太郎君） 6款1項5目担い手対策費であります。当初予算では地域農業マスタープラン作成範囲を集落単位として予算計上しておりました。関係機関でプランの作成をするためのチームを立ち上げ、検討を重ねてきましたが、作成の時期の違いによる地域での支援享受の差が出ること、それから担い手の集落を超えた耕作状況などから、町全体を1つの地域としたプランを作成することといたしました。そのための予算の組みかえであります。

8節報償費であります。町全体を単位とするため、農地プラン検討会の開催回数が減る見込みであり、減額するものであります。

11節需用費の食糧費は、同じく集落説明会及び検討会の回数が減るために減額するものであります。

同節の印刷製本費は、町全体の集積計画表に基づく図面を印刷するため、増額するものであります。

12節役務費であります。アンケート調査後の受け手、出し手の意向を確認するための郵送をするため増額補正をお願いするものであります。

続きまして6款1項8目農村整備費、19節であります。県営造成施設等突発事故復旧支援事業費補助金であります。金沢ダム1号幹線用水路のパイプラインの継手部分の漏水復旧のための補助金であります。本事業は、今年度から新規に創設されました県単独事業であります。この事業に関しましては、自治体が事業費の10%以上を補助することが実施要件となっております。事業費29万9,250円の10%部分の補正をお願いするものであります。

同節の県営事業負担金であります。仙南地区で取り組んでいる農業水利長寿命化対策支援事業、事業内容であります。用水路溝120メートル、排水路溝750メートル、事業割り当て額は600万円です。負担区分は国55%、県35%、地元20%となっております。地元の負担軽減のために10%を町で負担するための増額補正であります。

続きまして、6款2項1目19節であります。歳入でもご説明申し上げましたが、秋田県未利用広葉樹資源活用交付金であります。県で直接施業者の方に交付することになったことにより減額するものであります。本事業の実施計画は、黒沢大平地区で11ヘクタールの予定であります。事業内容について変更はございません。

○商工観光交流課長（高橋一久君） 続きまして56ページをごらんください。

7款1項2目商工振興費でございます。美郷では、魅力づくりのために特産品の充実が求められておりますが、その1つに全国各地の特産品同士をコラボレーションして、新感覚の井を創造する通称コラ井全国大会が新潟県三条市で開催されることになり、美郷まんまを開発した美郷づくし研究会が出場することになりました。9節はそれに伴う職員旅費等でございます。19節はそれに伴う出場及び関係経費を団体へ補助するものでございます。

もう1つについては、まちづくり株式会社が申請しておりました湧水を活用した炭酸水開発と販売ルート拡大のための計画が秋田企業活性化センターから事業採択となったことにより、19節で計上しておりました特産品開発事業費を減額いたしまして、地域特産品開発事業費補助金に組みかえるものでございます。

続きまして3目観光費でございます。9節旅費については10月から始まるプレデスティネーションキャンペーンに伴う首都圏集中キャンペーンに出席する旅費の補正をお願いするものでご

ございます。

11節需用費の修繕料、14節使用料及び賃借料、それから22節補償補填及び賠償金につきましては、4月の強風被害で被災しておりました後三年スキー場のテーバーリフトの修繕と、左右スロープの安全確保のため、頂上部の私有地を借り上げる費用とその箇所の立木補償に要する経費でございます。

1つ戻りまして13節委託料でございますが、今議会に上程してございます観光案内休憩所の施設管理を委託する経費でございます。

次の4目温泉施設費でございますが、11節需用費の修繕料は仙南温泉湯とびあの冷温水ポンプ等が不調を来してございまして、その修繕費用でございます。

18節備品購入費でございますが、千畑温泉サン・アールの厨房にございます業務用冷蔵庫のファンが損傷したことにより、購入費用の補正をお願いするものでございます。

○建設課長（照井智則君） 続きまして、56ページの下段と57ページをお願いいたします。

8款2項3目道路新設改良費の13節、15節、17節は、救急車や除雪車両の通行確保のため、住民から要望のあった新田地内線大荒田4号線の2路線、また複数年にわたる改良工事が行われている松ノ木・田中線、槻ノ木・矢口1号線の早期完工の住民要請に対応するとともに、生活路線の早期完了を図るため13節に登記委託料と測量調査委託料を、15節に工事費を、17節に土地購入費の補正をお願いするものでございます。

また、15節の西法寺沼拡幅工事は、西法寺沼堰堤部分を通過する町道の改良工事を予定しておりましたが、道路敷地内で道路幅を確保することで改良区との協議が整いまして、町道の迂回に伴う積みブロック工法の工事費の補正をお願いするものでございます。

なお、今回新たに工事を施工する箇所につきましては、議案資料集の28ページに9月補正の主要事業位置図を掲載しておりますので、ごらんください。

また、本定例会の町長の行政報告の建設課分で報告しておりました道路災害復旧事業の凍上災につきましても、位置図を掲載しておりますのでごらんくださるようお願いいたします。

次に、2項4目橋梁維持費は、厨川の南中島地内にかかる厨川橋の床板が腐食し、危険なため、新たに手すりを設置し、橋台の塗装と床板を補修するための経費でございます。橋梁の位置は、同じく議案資料集の28ページに掲載してございます。

3項1目の河川総務費は、大台川3号橋の上流及び下流の護岸におきまして張りブロックが崩壊するおそれがあり、護岸の補修施工をするための経費の補正でございます。同じく施工位置図

につきましては議案資料集の28ページに掲載してございます。

4項2目都市公園費の15節は、特定地区公園カントリーパークのパークハウスが23年度豪雪により損傷したため、建物の修繕費288万8,000円を6月定例会において補正計上していましたが、特定地区公園条例の改正に伴いパークハウスを廃止するための解体費178万5,000円を増額補正し、差し引き分を減額補正するものでございます。

6項1目住宅管理費の19節は、住宅リフォーム補助金が8月末で102件の申請があり、今後の新たな申請に対応するため40件分の補正をお願いするものでございます。

○住民生活課長（鈴木 隆君） 58ページをお願いいたします。

9款1項2目11節の管理用消耗品ですが、これは新入団員の消防活動服等の購入費用で、当初の想定を上回る人数の入団が見込まれるため、活動服等の購入費の増額補正をお願いするものでございます。

同じく3目11節の修繕料ですが、六郷地区の防火水道管の破損が8月までに2カ所発生し、その修繕により当初予定しておりました積載車の車検及びポンプの修繕費用が不足するため、増額補正をお願いするものです。

16節の原材料費は、防火水道管の修繕時に必要な異種継手2セット分の購入費の増額補正をお願いするものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 続きまして10款1項2目事務局費9節についてであります。東北町村教育長連絡協議会役員会等の出席に伴う普通旅費として4万1,000円の増額補正をするものであります。

○教育施設課長（梅山正之君） 次の2項小学校費1目学校管理費の13節委託料でございますが、施設管理委託料は六郷小学校グラウンド北側に位置します銀杏の木の落葉等で、非常に維持管理に苦慮しておりますことから、11本の剪定をお願いするものでございます。

設計管理委託料でございますが、平成25年度建設を予定しております仙南地区統合小学校となります仙南小学校のプールの実施設業務を次年度に向けお願いするものでございます。

次の3項中学校費1目学校管理費でございます。13節委託料は、歳入でご説明させていただきました中学校陸上競技場トラックの排水対策等工事の測量調査をお願いするものでございます。

15節工事請負費は、13節の成果によります工事請負費でございます。工事概要でございますが、トラックの走路、クレー部分4,800平方メートル、厚さ20センチメートルの部分を水はけのよい火山灰土に入れかえをいたします。それに加えまして、板状の排水材を設置しまして、湿潤化

を防止いたしたいと思っております。それから、西側道路の出入り部分の旧500メートル自転車競技バンクを切り下げ、陸上競技場に生徒が出入りしやすいように改善させていただくものでございます。

○教育次長兼教育総務課長（下田 亮君） 同じく3項中学校費2目教育振興費19節の負担金補助及び交付金でございますが、これは美郷中学校の各種体育大会等における目覚ましい活躍により、予想以上に支出が大きく、今後の見通しも含めて生徒派遣等の補助金として330万円の増額補正をするものであります。

○生涯学習課長（小林宏和君） 59ページをお願いします。

5項3目9節の旅費でございますが、史跡管理等の先進地視察をしたく、その旅費の補正をお願いするものでございます。

次の14節でございますが、後三年の合戦等県外での会議が見込まれ、その必要経費を補正するものであります。

続きまして4目社会教育施設費でございます。これにつきましては10月1日から供用開始予定の北ふれあい館の半年分の運営経費を7節賃金から14節使用料及び賃借料までに計上してございます。

18節につきましては、施設利用者の安全確保のための防犯カメラ導入に要する経費となっております。

続きまして6項2目保健体育施設費でございます。この項の減額につきましては、北体育館管理経費が今後北ふれあい館で一体管理するために、その見込みを減としてございます。

11節の光熱水費につきましては、サンスポーツランド温水プールの水道代に不足が見込まれ、補正をお願いするものであります。

それから修繕料でございます。これは南体育館の屋内消火栓が老朽化し、万全を期したく計上してございます。

以上であります。

○教育施設課長（梅山正之君） 次の60ページをごらんください。

3目学校給食費11節需用費の修繕料でございますが、北給食センターの厨房機器の修繕費がかさんでおりまして、今後生じる修繕に対応できないことから補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（高橋 薫君） 13款2項1目基金費ですが、ふるさと美郷応援寄付金を原資とし

て、ふるさと美郷子ども育成基金へ積み立てるものです。補正額の内訳は今回歳入補正寄附金と昨年度3月寄附分の合計でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第77号の説明が終わりました。

10分間休憩します。

（午前10時54分）

---

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時04分）

---

○議長（高橋 猛君） 先ほど議案第77号の説明の中で、数字の誤りがあったということでありますので、発言を許可します。教育施設課長。

○教育施設課長（梅山正之君） 先ほど歳入でご説明をさせていただきました、50ページの13款2項6目2節中学校費補助金の金額を767万9,000円と説明をさせていただきましたが、764万9,000円でございますので、訂正させていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第78号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第13、議案第78号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第78号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げます。

71ページをお開き願います。

歳入であります。

9款1項1目3節は、国保ネットワークシステム及び高額医療費システムの保守委託料に充てるため、一般会計からの法定繰入分として21万7,000円を増額するものであります。

2項1目1節は、平成23年6月補正において税率据え置きのための財源の一部といたしました

国民健康保険事業基金繰入金につきまして、23年度決算により確定した前年度繰越金の一部を追加することとしたことに伴い、同基金からの繰入額を減額するものであります。

10款1項2目1節は、23年度決算により確定いたしました前年度からの繰越金額から、既に6月補正で見込んだ額の差額663万9,000円を追加するものであります。

続きまして、72ページをお開き願います。

歳出であります。

1款1項1目13節は、国保ネットワークシステム及び高額医療費システムに係る保守委託料に不足を来す見込みであるため、21万7,000円を追加するものであります。

2款1項1目は、平成23年度決算により前年度繰越金の額が確定したことに伴い、財源内訳を組みかえるものであります。

8款2項2目19節は、契約医療機関外での人間ドッグ費用負担金につきまして不足を来す見込みであることから、21万円を追加するものであります。

11款1項3目23節は、国や県に返還する各種返還金額が確定したことに伴い、内訳を組みかえるものであります。

73ページをごらんください。

12款1項1目予備費であります。予備費につきましては、残額を予備費として計上するものであります。

国民健康保険特別会計の補正は以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第78号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第79号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第14、議案第79号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 議案第79号 美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

歳出の79ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目施設管理費は、当初予算におきまして私有地に水道管の布設が確認されたため、15 節に布設がえの工事費を計上しておりましたが、土地の所有者から用地取得の申し出があり、13 節設計監理委託料と15 節水道布設工事費を減額して、13 節に用地取得に必要な登記と測量調査の委託料、17 節に公有財産の購入費を設置し、新たに組みかえるものがございます。なお、組みかえによる差額分につきましては、11 節の漏水修繕に対応するための修繕費と、15 節に仙南中央簡易水道シー検査更新工事費の増額分、それらの補正をお願いするものであります。

なお、歳出予算の総額に変更はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第79号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第80号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第80号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程します。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 議案第80号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号につきましてご説明いたします。

87ページをお開き願います。

歳入であります。

4 款 1 項 1 目 1 節は、平成23年度決算により確定いたしました前年度繰越金を25万円追加するものであります。

5 款 2 項 1 目 1 節は、広域連合に納付済みの保険料を歳出還付することに伴い、広域連合から保険料還付金として19万4,000円を受け入れるものであります。

続きまして、88ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款 1 項 1 目 19 節は、平成23年度の出納閉鎖期間中に徴収いたしました保険料を広域連合へ納付する納付金として16万3,000円を追加するものであります。

3 款 1 項 1 目 23 節は、過年度の保険料還付未済の還付金として19万6,000円を追加するものであ

ります。

4款1項1目30節は、残額を予備費として計上するものであります。

後期高齢者医療特別会計の補正は以上であります。

○議長（高橋 猛君） これで、議案第80号の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

6日午前10時、本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時14分）